

第 5 1 0 回川越市農業委員会総会議事録
(公 開 用)

川 越 市 農 業 委 員 会

第 5 1 0 回 川 越 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- 1 開催年月日 令和 8 年 5 月 2 8 日
- 2 開催場所 川越市環境プラザ（研修室）
- 3 開会時刻 午前 9 時 1 5 分
- 4 閉会時刻 午前 1 0 時 5 0 分
- 5 招集者氏名 農業委員会会長 渋谷 武
- 6 議長の氏名 農業委員会会長 渋谷 武
- 7 委員出席者数 1 7 名

内				訳			
議席	氏 名	出欠	備 考	議席	氏 名	出欠	備 考
1	大野 美智明	出		1 0	高橋 正利	出	
2	高橋 庄一郎	出		1 1	皆川 善平	出	
3	小和瀬 康男	出		1 2	小嶋 光一	出	
4	小倉 晶男	出		1 3	武藤 康則	出	
5	今野 英子	出		1 4	新井 計男	出	
6	永島 千恵子	出		1 5	大野 豊作	出	
7	田畑 たき子	出		1 6	渋谷 武	出	
8	鈴木 初夫	出		1 7	永堀 知己	出	
9	時田 重雄	出					

8 議事参与者

職	氏 名	職	氏 名
農地利用最適化推進委員	皆川 雅昭	農地利用最適化推進委員	程島 延幸
農地利用最適化推進委員	鈴木 政明	農地利用最適化推進委員	村山 芳則
農地利用最適化推進委員	中澤 勝芳	農地利用最適化推進委員	利根川 孝一
農地利用最適化推進委員	佐藤 金誉	農地利用最適化推進委員	荻野 勝美

職	氏 名	職	氏 名
農地利用最適化推進委員	須賀 宏	農地利用最適化推進委員	渡邊 昭男
農地利用最適化推進委員	杉浦 朗	農地利用最適化推進委員	發知 孝雄
農地利用最適化推進委員	野口 和則	農地利用最適化推進委員	米田 正則
農地利用最適化推進委員	島村 茂勝		

9 事 務 局

職	氏 名	職	氏 名
事務局長	高梨 直人	副 主 幹	鈴木 信幸
副事務局長	小野寺 雅樹	主 査	森井 孝信
主 幹	長嶋 幹生	主 事	堀口 優衣
副 主 幹	河合 將人	主 事	三ツ橋 健

産業観光部農政課

職	氏 名	職	氏 名
産業観光部農政課 副 参 事	佐藤 公彦	産業観光部農政課 主 査	柿沼 隆史
産業観光部農政課 副 課 長	青野 剛士	産業観光部農政課 主 事	森田 裕貴
産業観光部農政課 副 主 幹	矢嶋 祐二	産業観光部農政課 主 事	林 優花

10 開 会

会長 渋谷 武 は議長席に着き、出席委員が定足数に達していることを確認した後、令和8年5月28日第510回川越市農業委員会総会の開会を宣言する。

11 議事録署名委員選任の件

議長 渋谷 武 は、本件に対し、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任する。

委員 鈴木 初夫

委員 時田 重雄

委員 高橋 正利

1 2 議決事項及び議事の要領

報告第 1 号

総会の所管に関する報告書について

議長は、別添報告について、事務局に説明を求めた。

事務局は「所管に関する報告書 4 月分について報告する。

農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書については、合計 3 件、4 筆、6 5 0 m²である。農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書については、合計 9 件、1 5 筆、2 , 2 3 0 m²である。農地改良届については、合計 3 件、3 筆、1 , 9 2 8 m²である。農地法施行規則第 2 9 条第 1 項第 1 号の規定による農業用施設届出書については、合計 1 件、1 筆、4 2 m²である。相続税の納税猶予に関する 3 年ごとの農業継続証明書については、合計 8 件、2 5 筆、3 0 , 2 1 6 . 3 0 m²である。農地法第 3 条の 3 の規定による届出書については、合計 1 1 件、5 1 筆、3 9 , 2 9 1 m²である。詳細については報告書のとおりである。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議事を進めた。

議案第 1 号

農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条

第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画

(案) に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第1号議案は、件数5件、筆数21筆、面積22,009㎡についての意見照会があった。

整理番号1番は、年齢67歳、農業従事日数150日以上、世帯内の農業従事者は4人、経営面積は申出地周辺を含む約94アールである。

整理番号2番は、代表取締役の農業従事日数150日以上、農業従事者は4人、経営面積は申出地周辺を含む約775アールである。

整理番号3番は、代表取締役の農業従事日数150日以上、農業従事者は23人、経営面積は申出地周辺を含む約423アールである。

整理番号4番は、代表取締役の農業従事日数150日以上、農業従事者は3人、経営面積は申出地周辺を含む約8,482アールである。

整理番号5番は、年齢46歳、農業従事日数150日以上、世帯内の農業従事者は4人、経営面積は申出地周辺を含む約326アールである。

以上のことから、整理番号1番から5番の農地中間管理機構から賃借権又は使用貸借権の設定等を受ける者（受け手）については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件を満たしており、農用地利用集積等促進計画（案）は問題ないと考えられる。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件を満たしているため、市長へ「意見なし」とすることで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第1号について原案どおり決定する。

議案第2号

農地法第3条第1項の規定による許可について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第2号議案は、件数9件、筆数13筆、面積11,176㎡についての申請があった。

整理番号1番については、経営拡張のための所有権移転で、3筆、2,940㎡の申請である。譲受人は、現在53歳で、農業従事日数は年間150日以上、家族とともに、約230アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約5kmである。

整理番号2番については、経営拡張のための所有権移転で、1筆、998㎡の申請である。譲受人は、現在34歳で、農業従事日数は年間300日以上、約247アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかり

たいとの理由により申請されたものである。通作距離は約 500 m である。

整理番号 3 番については、経営拡張のための所有権移転で、1 筆、963 m²の申請である。譲受人は、現在 86 歳で、農業従事日数は年間 300 日以上、約 119 アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約 600 m である。

整理番号 4 番と 5 番については、同一人からの申請のため、まとめて説明する。経営拡張のための所有権移転で、整理番号 4 番は 1 筆、991 m²、整理番号 5 番は 1 筆、991 m²、合計 1,982 m²の申請である。譲受人は、現在 68 歳で、農業従事日数は年間 300 日以上、約 303 アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約 300 m である。

整理番号 6 番については、経営拡張のための所有権移転で、1 筆、991 m²の申請である。譲受人は、現在 93 歳で、農業従事日数は、世帯合計で年間 250 日以上、家族とともに、約 26 アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約 300 m である。

整理番号 7 番については、経営拡張のための所有権移転で、3 筆、518 m²の申請である。譲受人は、現在 56 歳で、農

業従事日数は年間 2 5 0 日以上、約 1 2 6 アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約 2 0 0 m である。

整理番号 8 番については、経営拡張のための所有権移転で、1 筆、2 , 2 4 5 m²の申請である。譲受人は、現在 3 1 歳で、農業従事日数は年間 3 0 0 日以上、約 1 6 3 アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約 3 k m である。

整理番号 9 番については、食育活動のための所有権移転で、1 筆、5 3 9 m²の申請である。譲受人は、昭和 5 3 年に設立した学校法人である。申請地の隣地で認定こども園を運営している。通園する園児が、作付けから実際に食べるところまでを体験することにより、食育につなげたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約 1 0 m である。

以上のことから、整理番号 1 番から 9 番について許可できない場合が規定された、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可することによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「はじめに、整理番号 1 番について、調査報告する。5 月 2 1 日に、農地利用最適化推進委員と一緒に、譲受人から今回の農地取得の目的などの話を伺った。農地取得の

目的は、経営拡張のためとのことである。譲受人は、現在 53 歳で、農業従事日数は、年間 150 日以上、約 230 アールの農地を耕作している農家である。主な作付けは水稻で、申請地においては稲作を計画している。また、トラクター、コンバイン、田植機などを拝見させていただき、申請地を維持管理できる農機具を所有していることを確認した。以上のことから、地元農業委員としては、本申請は問題ないと思う。皆さんの慎重な審議をお願いします。次に、整理番号 4 番と 5 番について、調査報告する。5 月 21 日に、農地利用最適化推進委員と一緒に、譲受人から今回の農地取得の目的などの話を伺った。農地取得の目的は、経営拡張のためとのことである。譲受人は、現在 68 歳で、農業従事日数は、年間 300 日以上、約 303 アールの農地を耕作している農家である。主な作付けは水稻で、申請地においては稲作を計画している。また、トラクター、耕運機、田植機などを拝見させていただき、申請地を維持管理できる農機具を所有していることを確認した。以上のことから、地元農業委員としては、本申請は問題ないと思う。皆さんの慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「はじめに、整理番号 1 番については、5 月 21 日に、整理番号 4 番と 5 番については、5 月 21 日に、農業委員と一緒に、譲受人から農地取得の目的などの話を伺った。内容としては、いずれも先ほどの農業委員の調査報告のとお

りである。地元の農地利用最適化推進委員としては、本申請は、問題ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から9番については、許可できない場合が規定された農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第2号について原案どおり許可することに決定する。

議案第3号

農地法第4条第1項の規定による許可申請書に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第3号議案は、件数2件、筆数8筆、面積4,974㎡についての申請があった。

整理番号1番から2番については、関連があるため併せて説明する。臨時駐車場に使用のため、許可後から水上公園の夏季営業期間終了までの一時転用の申請である。整理番号1番は5筆、2,668㎡、整理番号2番は3筆、2,306㎡の申請である。それぞれの申請地は川越水上公園の近隣に位置している。川越水上公園の夏季営業中は、来客数の増加に伴い、公園内駐車スペースが満車状態となり、交通への支

障をきたすことが想定されることから、整理番号１番は７５台分、整理番号２番は１００台分の臨時駐車場として使用したいとの申請である。なお、夏季営業期間終了後は農地に復元する計画である。農地区分については、農用地域内農地であると考えられるが、一時的な利用に供するもので農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないため、不許可の例外に該当すると考えられる。雨水については、敷地内にて自然浸透させる計画である。

以上のことから、整理番号１番と２番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第４条第６項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことでよろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号１番と２番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第４条第６項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第３号について総合意見として許可相当とすることに決定する。

議案第４号

農地法第５条第１項の規定による許可申請書に

対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

議長は、「本議案の整理番号４番については私自身が関係している案件である。農業委員会等に関する法律第３１条で規定されている議事参与の制限があるため、私は席を外し、先行して個別に審議をすることによろしいかお諮りする。」との発言があった。

異議がなかったため、議長は退席した。

議長代理は、整理番号４番について事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第４号議案は件数１２件、筆数２１筆、面積６，９０３㎡についての申請があった。

整理番号４番については、住宅新築のための使用貸借権設定で２筆、４６５㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、使用貸借にて借り受け、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第２種農地であると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、合併浄化槽から道路側溝へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。以上のことから、整理番号４番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第５条第２項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長代理は、委員に意見を求めた。

議長代理は、意見がなかったため、整理番号4番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長代理は、全員の賛成が得られたため、議案第4号、整理番号4番について総合意見として許可相当と意見を付すことに決定する。

関係委員の審議が終了したため、議長代理は退席した議長の入室を許可した。

議長は、引き続き整理番号4番以外について、事務局に説明を求めた。

事務局は「整理番号1番については、タンクローリー車両の進入路及び駐車場に使用のための所有権移転で、1筆、2, 310㎡の申請である。譲受人は昭和31年7月に株式会社を設立され、金属等の表面処理システムエンジニアリングを主な業務としている。現在事業所内では大型車両と従業員の導線が交錯しており、接触事故の危険性が高く、作業効率の低下を招いていることから、敷地内の駐車場の一部をタンクローリー車両の進入路とし、安全性と作業効率の向上を図る計画だが、進入路として使えなくなった駐車場の代替地も必要になる。そこで、既存の敷地に隣接する申請地が適地と考え、売買にて取得し、進入路及び駐車場として使用したいと

の申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。雨水については、敷地内にて浸透トレンチを設置する計画である。

整理番号2番については、住宅新築のための使用貸借権設定で1筆、280㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、使用貸借にて借り受け、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、合併浄化槽から道路側溝へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号3番については、住宅新築のための所有権移転で、4筆、409㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。来年4月に海外赴任の長女世帯と同居することになり、二世帯住宅の建築を計画した。そこで、勤務先に近い申請地が適地と考え、宅地と一体で売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。（合計敷地面積423.77㎡）農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、合併浄化槽から道路側溝へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号5番については、住宅新築のための使用貸借権設

定で1筆、194㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、使用貸借にて借り受け、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、合併浄化槽から道路側溝へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号6番については、住宅新築のための使用貸借権設定で2筆、402㎡の申請である。譲受人は実家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、使用貸借にて借り受け、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、合併浄化槽から道路側溝へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号7番については、住宅新築のための所有権移転で1筆、464㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在妻とは別居していたが、この度一緒に暮らすことになったことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水に

については、管理者の同意を得て、合併浄化槽から道路側溝へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枘を設置する計画である。

整理番号 8 番については、住宅新築のための所有権移転で 1 筆、361 m²の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、妻の実家に近い申請地が適地と考え、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第 2 種農地であると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、合併浄化槽から道路側溝へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枘を設置する計画である。

整理番号 9 番については、物流倉庫新築のための所有権移転で、5 筆、878 m²の申請である。譲受人は令和 7 年 10 月に合同会社を設立し、不動産の開発を主な業務としている。申請地は圏央道鶴ヶ島インターチェンジから 500 m 程の場所にあるため、物流倉庫の需要があると考えられる。そこで、山林等と一体で売買にて取得し、他社と連携して 3 棟の物流倉庫を建築するとの計画である。(合計敷地面積 108,139.02 m²) 農地区分については、第 2 種農地であると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、合併浄化槽から水路へ放流する計画である。雨水については、敷地内に貯留施設を設け地下浸透させる計画である。また、事業計画地は 3 市に跨っており、9 割以上が山林である。なお、川越市の農地転用される畑は、物流倉庫建築に必要とされる新設道路の一部になる計画

である。

整理番号 10 番については、住宅新築のための所有権移転で、1 筆、258 m²の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、合併浄化槽から道路側溝へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号 11 番については、住宅新築のための所有権移転で、1 筆、425 m²の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、妻の実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号 12 番については、住宅新築のための所有権移転で、1 筆、457 m²の申請である。譲受人は現在借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水につ

いては管理者の同意を得て、合併浄化槽を経て汲取槽へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

以上のことから、整理番号４番を除く、整理番号１番から１２番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第５条第２項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号１番について、調査報告する。５月２１日に、譲受人と申請代理人から話を伺った。申請の目的はタンクローリー車両の進入路及び駐車場に転用するためである。譲受人は、昭和３１年７月に株式会社を設立し、金属・プラスチック・セラミック等の研磨・表面処理加工等を主な事業としている。事業所では、事業に必要なガスの補充のため、大型タンクローリー車両の定期的な出入りが必要となるが、事業所への進入路が狭隘であることから、従業員の通行が集中する区域と重複しており、業務効率の低下や安全管理上の課題が発生しているということである。そのため、事業所内の社員用駐車場の一部を車路として整備し、安全性と事業効率の向上を図る計画だが、必要となる社員用の駐車台数を維持できなくなることから、駐車場の代替地も必要になるとのことである。申請地は事業所に隣接しており、既存敷地と一体で利用できる。したがって、タンクローリー車両

の進入経路を安全なものにすることができるとともに、これまで通り、従業員の利便性を確保できることから、本申請地を選定したとのことである。また、申請地は砂利敷き及び一部アスファルト舗装とし、雨水については、敷地内に浸透トレンチを設置する計画で、川越市河川課と事前協議済みである。排水設備はないので、排水による周辺農地への影響は少ない見込みである。以上のことから、今回の農地転用申請について、地元委員としては、やむを得ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号４番を除く、整理番号１番から１２番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第５条第２項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることとし、整理番号１番については「事業計画を順守し、周辺農地及び水路に支障を与えないこと。」と条件を付すことで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、整理番号４番を除く、整理番号１番から１２番について総合意見として許可相当と意見を付すことに決定する。

議案第５号

川越農業振興地域整備計画の変更（案）に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に農業振興地域整備計画の変更をするときの説明を求めた。

事務局は「農業振興地域整備計画の策定、変更を行うときは、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2により農業委員会の意見を聴くものとする」と規定されている。

川越市では、毎年3月末と9月末を締め切りとして、年2回の申出を受付けており、各申出について、それぞれ5月と11月の総会で審議する。」との説明を行なった。

議長は農業振興地域整備計画の変更について、農政課に説明を求めた。

農政課は「今月の第5号議案は、件数5件、筆数9筆、面積5,741㎡についての意見照会があった。

農政課は「整理番号1番については、農家住宅新築のため、1筆、1,000㎡の内350㎡の申出である。事業計画者は、土地所有者の娘である。現在、実家に住んでいるが、子供の成長に伴い家財道具が増え、手狭になっている。そこで、生活環境の変化が少ない、現在の自宅に近い場所に住宅建築を計画していたところ、申出地の所有者である父の同意を得られたため、今回の申出となったものである。排水については、合併浄化槽を経て水路へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて雨水枡を設置する計画である。除外後の農地区分については、第1種農地であると確認しているが、集落に接続した住宅建築であるため、不許可の例外に該当すると確認している。

整理番号2番については、資材置場敷地拡張に使用のため、1筆、892㎡の申出である。事業計画者は、土木工事業を営む株式会社である。受注件数が増えたことにより、資材が増量したため、既存資材置場に隣接する場所に資材置場の設置を計画していたところ、申出地の所有者の同意を得られたため、既存敷地と合わせて資材置場として使用したいとの申出となったものである。(合計敷地面積1,784㎡) 雨水については、表面貯留により一時的に敷地内に貯留させた後に自然浸透させる計画である。除外後の農地区分については、第2種農地であると確認している。

整理番号3番については、店舗用地敷地拡張に使用のため、2筆、109㎡の申出である。事業計画者は、中古車販売業を営む株式会社である。近年、中古で希少な車の需要が高まっており、仕入れ台数が増えたため、店舗に隣接する場所に駐車場の設置を計画していたところ、申出地の所有者の同意を得られたため、既存敷地と合わせて駐車場として使用したいとの申出となったものである。(合計敷地面積327.2㎡) 雨水については、敷地内にて自然浸透させる計画である。除外後の農地区分については、第1種農地であると確認しているが、既存敷地の拡張であり、拡張される面積が既存敷地面積の2分の1を超えないため、不許可の例外に該当すると確認している。

整理番号4番については、農用地区域への編入のため、1筆、1,440㎡の申出である。申出人(所有者)は、申出地

を含む農地を耕作している。申出地は、農産物加工施設敷地
拡張の申出により、平成２７年４月２３日付で農用地区域か
ら除外されたが、同事業計画が中止になったため、今回の申
出となったものである。

整理番号５番については、農用地区域への編入のため、４
筆、２，９５０㎡の申出である。申出人（所有者）は、申出地
を含む農地を耕作している。申出地は、農産物販売施設新築
計画の申出により、令和４年５月１１日付で農用地区域から
除外されたが、同事業計画が中止になったため、今回の申出
となったものである。

整理番号１番から３番については、農用地等以外の用途に
供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域か
ら除外する場合が規定された農業振興地域の整備に関する法
律第１３条第２項に掲げる要件のすべてを満たす見込みがあ
るものと考えられる。

また、農用地区域外（白地）から農用地区域（青地）への編
入である整理番号４番と５番については、農用地利用計画に
定めるべきものについて規定された農業振興地域の整備に関
する法律第１０条第３項に掲げる要件に該当するため、問題
ないものと考えられる。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員より「整理番号１番について、排水については合併浄
化槽を経て水路へ放流するとのことだが、地区の水利組合等
の意見を聴いているのか、あるいは、実家が近くにあるとの

ことから、実家が水路に放流していることから同様に水路に放流することなのか」との発言があった。

農政課は「排水の放流については、現在、地域の水利組合に確認をしているところである。また、実家は市街化区域にあり、公共下水道に接続していると思われる」と説明した。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号１番から３番については、農業振興地域の整備に関する法律第１３条第２項に掲げる要件のすべてを満たす見込みがあり、整理番号４番と５番については、同法第１０条第３項に掲げる要件に該当するため、原案どおりとすることで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第５号について原案どおりに決定する。

議案第６号

農業経営基盤強化促進法第１９条第６項の規定

による地域農業経営基盤強化促進計画の変更

（案）に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に地域農業経営基盤強化促進計画の変更を行うときの説明を求めた。

事務局は「川越市地域農業経営基盤強化促進計画の変更をする場合は、農業経営基盤強化促進法第１９条第６項により、農業委員会の意見を聴くこととなっている。先ほどの議案で

ある農業振興地域整備計画の変更に併せて変更する必要があるため、５月と１１月の総会で審議するものである。」との説明を行なった。

議長は地域農業経営基盤強化促進の変更について、農政課に説明を求めた。

農政課は「今月の第６号議案は、地区数１２地域、筆数８３２筆、面積７８１，６０３㎡についての意見照会があった。

霞ヶ関地域の変更案については、農地転用許可または、農用地区域からの除外に伴う目標地図の削除は、１５筆、４，６０４㎡である。農地法第３条許可による所有者の変更または、農用地利用集積等促進計画による耕作者の変更に伴う目標地図の変更は１８筆、１０，７６７㎡になる。

なお、今回、地域計画の記載項目「１ 地域における農業の将来の在り方」の「（２）地域農業の現状及び課題」の記載内容について、７０歳以上の農業者の耕作面積の割合について「５割以上」という記載を「６割以上」、そのうち後継者未定の農地について「５割以上」という記載を「６割以上」に変更している。

古谷地域の変更案については、農地転用許可または、農用地区域からの除外に伴う目標地図の削除は、８筆、１，９５９㎡である。農地法第３条許可による所有者の変更または、農用地利用集積等促進計画による耕作者の変更に伴う目標地図の変更は、３３筆、２１，７２９㎡である。

山田地域の変更案については、農地転用許可または、農用

地区域からの除外に伴う目標地図の削除は、18筆、3,440㎡である。農地法第3条許可による所有者の変更、農用地利用集積等促進計画による耕作者の変更に伴う目標地図の変更は、18筆、11,330㎡である。また、青地編入に伴う目標地図への追加が8筆、6,760㎡である。

高階地域の変更案については、農地転用許可または、農用地地区域からの除外に伴う目標地図の削除は、3筆、4,705㎡である。農地法第3条許可による所有者の変更または、農用地利用集積等促進計画による耕作者の変更に伴う目標地図の変更は、2筆、2,386㎡である。

なお、今回、地域計画の記載項目「1 地域における農業の将来の在り方」の「(2) 地域農業の現状及び課題」の記載内容について、70歳以上の農業者の耕作面積の割合について「約5割」という記載を「5割以上」、そのうち後継者未定の農地について「約4割」という記載を「4割以上」に変更している。

田面沢地域の変更案については、農地転用許可または、農用地地区域からの除外に伴う目標地図の削除は、6筆、1,624㎡である。農地法第3条許可による所有者の変更または、農用地利用集積等促進計画による耕作者の変更に伴う目標地図の変更は、20筆、22,522㎡である。

なお、今回、地域計画の記載項目「1 地域における農業の将来の在り方」の「(2) 地域農業の現状及び課題」の記載内容について、70歳以上の農業者うち後継者未定の農地に

ついて「約 4 割」という記載を「3 割以上」に変更している。

福原地域の変更案については、農地転用許可または、農用地区域からの除外に伴う目標地図の削除は、5 筆、9 6 7 m²である。農地法第 3 条許可による所有者の変更または、農用地利用集積等促進計画による耕作者の変更に伴う目標地図の変更は、4 8 筆、5 5 , 3 7 3 m²である。

なお、今回、地域計画の記載項目「1 地域における農業の将来の在り方」の「(2) 地域農業の現状及び課題」の記載内容について、7 0 歳以上の農業者の耕作面積の割合について「5 割近く」という記載を「5 割以上」、そのうち後継者未定の農地について「3 割以上」という記載を「4 割以上」に変更している。

芳野地域の変更案については、農地転用許可または、農用地区域からの除外に伴う目標地図の削除は、4 筆、1 , 3 7 0 m²である。農地法第 3 条許可による所有者の変更または、農用地利用集積等促進計画による耕作者の変更に伴う目標地図の変更は 1 7 5 筆、1 3 6 , 4 6 2 m²である。

なお、今回、地域計画の記載項目「1 地域における農業の将来の在り方」の「(2) 地域農業の現状及び課題」の記載内容について、7 0 歳以上の農業者うち後継者未定の農地について「約 5 割」という記載を「4 割以上」に変更している。

大田地域の変更案については、農地転用許可または、農用地区域からの除外に伴う目標地図の削除は、1 筆、2 9 1 m²である。農地法第 3 条許可による所有者の変更または、農用

地利用集積等促進計画による耕作者の変更に伴う目標地図の変更は、21筆、18,841㎡である。

なお、今回、地域計画の記載項目「1 地域における農業の将来の在り方」の「(2) 地域農業の現状及び課題」の記載内容について、70歳以上の農業者うち後継者未定の農地について「約5割」という記載を「4割以上」に変更している。

日東地域の変更案については、農地転用許可または、農用地区域からの除外に伴う目標地図の削除は、8筆、3,234㎡である。農地法第3条許可による所有者の変更または、農用地利用集積等促進計画による耕作者の変更に伴う目標地図の変更は6筆、6,706㎡である。

なお、今回、地域計画の記載項目「1 地域における農業の将来の在り方」の「(2) 地域農業の現状及び課題」の記載内容について、70歳以上の農業者うち後継者未定の農地について「5割以上」という記載を「6割以上」に変更している。

名細地域の変更案については、農地転用許可または、農用地区域からの除外に伴う目標地図の削除は、15筆、5,214㎡である。農地法第3条許可による所有者の変更または、農用地利用集積等促進計画による耕作者の変更に伴う目標地図の変更は、326筆、413,101㎡である。

なお、今回、地域計画の記載項目「1 地域における農業の将来の在り方」の「(2) 地域農業の現状及び課題」の記載内容について、70歳以上の農業者うち後継者未定の農地に

について「５割以上」という記載を「６割以上」に変更している。

川越地域の変更案については、農地転用許可または、農用地区域からの除外に伴う目標地図の削除は、４筆、１，６７０である。農地法第３条許可による所有者の変更または、農用地利用集積等促進計画による耕作者の変更に伴う目標地図の変更は、４０筆、３５，４３５㎡である。

なお、今回、地域計画の記載項目「１ 地域における農業の将来の在り方」の「（２）地域農業の現状及び課題」の記載内容について、７０歳以上の農業者の耕作面積の割合について「約６割」という記載を「６割以上」、そのうち後継者未定の農地について「約４割」という記載を「４割以上」に変更している。

南古谷地域の変更案については、農地転用許可または、農用地区域からの除外に伴う目標地図の削除は、２４筆、５，６２９㎡である。農地法第３条許可による所有者の変更または、農用地利用集積等促進計画による耕作者の変更に伴う目標地図の変更は、４筆、３，３０６㎡である。

なお、今回、地域計画の記載項目「１ 地域における農業の将来の在り方」の「（２）地域農業の現状及び課題」の記載内容について、７０歳以上の農業者の耕作面積の割合について「５割以上」という記載を「６割以上」に変更している。

以上の変更案については、川越市農業委員会総会で審議した結果に伴う変更及び農地台帳情報の更新に伴う変更である

ため、問題ないと考えられる。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、すべての地区の変更案については、川越市農業委員会総会で審議した結果に伴う変更であるため、原案どおりとすることで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第 6 号について原案どおりに決定する。

議案 7 号

川越市農業委員会の「令和 7 年度農業委員会の
農地利用の最適化の推進の状況その他事務の
実施状況の公表」の決定について

議長は、別添議案を上程し説明を求めた。

事務局は「昨年度、農業委員会が取り組んできた活動の実績についてまとめたものである。農業委員会における活動等の実施状況については、農業委員会法の規定でインターネット等により公表することが定められており、それぞれの様式、項目、出典図書等についても農林水産省が規定したものに基
づき作成している。なお、当該実施状況については、6 月末までに公表するものとされているため、本総会での決定の後、速やかに手続きを進める予定である。

「農業委員会の状況」について説明する。農業委員の現状及び 2 ページ目以降の「Ⅱ最適化活動の実施状況」の「1 最

適化活動の成果目標」及び「２最適化活動の活動目標」の現状・課題及び目標については、令和７年３月の総会で決定した「令和７年度最適化活動の目標の設定等」と同じ内容・数値を記載している。

「１農業委員会の現在の体制」については、令和７年４月１日現在の体制のため、農業委員数の実数は１６名となっている。

「農家・農地等の概要」の経営体数、農業者数、耕地面積の数値については、農林水産省が各項目に対して指定した統計資料並びに農政課資料に基づいて作成している。

続いて、最適化活動の実施状況について説明する。

(1)農地の集積については、今年度の新規集積面積は、４２．３０ha、農地面積は、３，２００ha、今年度末の集積面積の累計は、６１９．０６ha、今年度末の集積率は、１９．３％、目標に対する達成状況は、６６．５％であった。農業委員会の点検結果としては、「目標達成には至らなかったが、「地域計画」の協議の場である地域協議会において中心的な役割を担うことにより、担い手への集積を支援した。」とした。農地の集積については、以上である。

(2)遊休農地の発生防止・解消については、既存遊休農地の解消として、緑区分の遊休農地の解消が令和７年度の解消実績面積は１．２３haで、解消目標面積１．７４haに対する達成状況は７０．７％であった。黄区分の遊休農地の解消は、令和８年２月１９日に農政課と意見交換を行い基盤整備事業等

の実施予定について確認した。新規発生遊休農地の解消は、
解消目標面積 3.10 ha に対し解消実績面積は 2.33 ha で
あった。

農地の利用状況調査は、令和 7 年 7 月 28 日から 8 月 6 日
にかけて、市内全地域の農地パトロールを実施、調査結果が、
1 号遊休農地と判定した面積が 30.60 ha で、うち緑区分
の面積は 20.78 ha、うち黄区分の面積は 9.82 ha であ
った。農業委員会の点検結果としては、「目標達成には至らな
かったが、遊休農地の解消や発生防止に向けて、日々の農地
パトロールや担い手への集約、所有者への指導等を実施する
ことができた。」とした。

新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上
で公表した農地面積が、28.99 ha で、目標に対する達成
状況は、585.7%であった。農業委員会の点検結果として
は、「農地の売却・貸付に関する意向調査において、貸し出す
相手方が新規就農者でも問題ないと回答された面積の合計が
目標を上回る面積となった。」とした。

「2 最適化活動の活動目標」について説明する。

「(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標」については、
「令和 7 年度最適化活動の目標の設定等」と同じ内容で、目
標日数を 8 日と記載している。

「(2) 活動強化月間の設定」については、目標回数を 3 回に
設定。農地パトロール実施要領に基づき、毎年 7 から 8 月に
かけて農地法第 30 条の利用状況調査を行い、9 月から 11

月までを遊休農地の指導・解消強化期間として活動していることから、活動強化月間については、それに合わせた目標設定となっている。

「②実績」については、各委員さんから頂いた活動記録の内容から、「強化月間の結果」を記載した。

「9月の農地の集積」については、「農業委員・推進委員が参加する話し合いの機会を設けるなどして地域農業者の意向や農地の情報等の把握に努め、地域の農地利用に関する将来的な姿についての意見交換を行った。」、10月の遊休農地の解消については、「農業委員・推進委員が地区ごとに訪問、電話等により遊休農地の利用意向把握を行った。また、草刈り等の指導を行ない、遊休農地の発生を防止したほか、新たに発生した緑区分の遊休農地の内1.23haを解消した。」、11月の新規参入の促進については、「新規参入者が農地の借り入れ等を希望する場合にあっせんできるように、農地の所有者等に貸し付け意向等について確認するよう努めた。」とした。

「(3)新規参入相談会への参加」については、令和7年8月15日にさいたまスーパーソニックシティで開催された「第2回就農支援セミナー」への参加内容を記載した。

「目標の達成状況の評語」については、今回の合計点数が9点であったため、合計点数が5点以上10点未満は「目標に対して期待どおりの結果が得られた」の評語になった。

合計点数9点の内訳は、2ページの「農地の集積」が、目

標に対する達成状況が 66.5%で90%未満であったため「1点」、3ページの「緑区分の遊休農地の解消」が、達成状況が70.7%で90%未満であったため「1点」、4ページの「新規参入の促進」が、達成状況が585.7%であったため「5点」、その他、「活動強化月間の実施」及び「新規参入相談会への参加」が、目標通りの各1点で計2点であった。

次の「推進委員等の点検・評価結果」については、各委員さんの「令和7年の最適化活動の状況」を集計したもので、「目標に対し期待を大幅に上回る結果が得られた」が「0人」、「目標に対し期待を上回る結果が得られた」が「27人」、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」が「4人」、「目標に対して期待を（やや）下回る結果となった」が「0人」であった。

続いて「Ⅲ事務の実施状況」、「1総会、部会の開催実績」については、総会を12回開催した。「2農地法第3条に基づく許可事務」と「3農地転用に関する事務」については、令和7年度の総会において、農地法に基づく許可事務の件数が、農地法第3条の許可件数が95件、農地転用許可申請で、許可相当と意見を付した件数が140件、違反転用への対応については、違反転用面積として1.6haを埼玉県と共有。そのうち、令和7年度中に違反転用を解消されたものはなかった。

「別紙様式4」については、先ほど説明した「別紙様式5」と共に県に提出する様式で、「別紙様式5」に記載されている

値などをまとめたもの。」と説明した。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、原案どおりとすることで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第7号について原案どおりに決定する。

1 3 閉 会

議長 渋谷 武 は議案の審議がすべて完了したため、第510回川越市農業委員会総会の閉会を宣言し、一同散会する。

1 4 署 名

この議事録が正当であることを証明するため、下記に署名捺印をする。

令和8年6月25日

議 長 渋谷 武

委 員 鈴木 初夫

委 員 時田 重雄

委 員 高橋 正利
